

平成29年度予算編成要領

平成29年度の予算については、

- 今** 幸せ溢れる未来へとつなぐ「今」必要なサービスの充実
- 将来** 魅力ある快適なまちへとつながる「将来」へのまちづくり
- 健全性** 持続的発展を支える「財政の健全性」の確保

の実現に向け、将来にわたり行政の使命を果たすための「メリハリあるビルド&スクラップ」の実践を基本に取り組むものであり、その達成に向けては、以下に示す事項に十分に留意することとする。

1 全般に関する事項

平成29年度は、わがまち茨木の「確かな未来」がイメージできる予算とするため、マニフェストへの対応を図るとともに総合計画を着実に推進し、財政の健全性の確保に留意した予算を編成するものとする。

(1) 将来にわたり行政の使命を果たすための取組み

予算編成方針で示すように、何も手立てを講じなければ財源不足に陥る厳しい財政状況を職員一人ひとりがしっかりと認識し、「新たに実施する新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存の事業や制度の見直し（スクラップ）により創出すること」を基本姿勢とした予算編成に取り組むこととする。また、取組みの達成に向け、各部署ごとに「メリハリあるビルド&スクラップ対照表」を作成し、予算査定に活用するものとする。

① 柔軟な財政構造の保持（ビルド&スクラップの実践による事業の見直し）

i) マニフェストの実現と総合計画の着実な推進を図る《ビルド》

- ・ 実施計画対象事業について、事業費の精査や効果的・効率的な実施内容への再検討、市民の満足度が高まるよう再考すること。
- ・ 追加財源枠として「いばらき未来枠（2億円）」を設定するので、魅力あるまちづくりにつながる事業等を積極的に立案すること。

ii) 事業の見直しや負担の適正化による健全な財政運営の推進《スクラップ》

- ・ 各部署で取り組む事務事業見直しにおいて、見直し目標額を部内協力のもと必ず達成すること。

- ・ 事務事業見直しについては、以下に示す視点を踏まえること。

■「行財政改革指針」（平成28年3月改訂）に沿った取組みの強化

【協働と民間活力の活用の推進】

- ・ 事業目的を達成するための効率的、効果的な方法について、「事業の担い手は、市職員等による直営でなければならないのか、サービス向上とコスト抑制の観点から、市民等との協働（地域力の活用）等でさらに事業効果を向上できないか、民間委託や指定管理者制度等の活用（民間活力の導入）ができないか」という視点に立ち、検証すること。
- ・ 民間活力を導入する際は、業務のすべてを安易に委託するのではなく、有効性・効率性の観点から、市職員等が担うべき業務とのすみ分けを明確にし、効果的な業務委託になるよう努めること。また、定期的に直営実施とのコスト比較を行い、効果的な実施手法であるか検証すること。

【事務事業の重点化と効率化】

- ・ 過去に見直しを行った補助金についても、公益性、公平性、有益性の観点から事業の必要性を検証し、廃止を含めてあり方を検討すること。
- ・ 市単独の扶助費については、事業本来の意義と役割を踏まえ、所得制限の導入や基準の見直し等を検討すること。

【将来を見通した財政基盤の確立】

- ・ 安定的な税収等の確保とその増大を図るため、市税をはじめ、保険料、使用料等について、債権管理チームを活用するなど効果的な徴収策を講じ収納率の向上に取り組むこと。
- ・ 本市の居住地としての魅力を高め、現役世代の定住・転入を促進し、税収の維持・拡大に努めること。
- ・ 広告事業の一層の推進やネーミングライツの導入等、広告媒体として活用可能な資産がないか等を検討し、新たな財源確保に努めること。
- ・ 公営企業会計、特別会計においては、独立採算制の基本原則に照らし、常に自主財源の確保と支出の抑制を図り、業務運営の合理化及び効率化を進めること。

【時代のニーズに即応する行政体制の構築】

- ・ 対話と議論を重視し、市民一人ひとりの価値観に寄り添った多様なサービスの提供や行政課題に迅速、的確に対応するため、政策推進会議の活用等による関係部課での協議・調整が有効に機能する効率的な体制を整え、内容及び経費面において適切に調整したうえで要求すること。

■「高度情報化推進計画（第3次）」及び「情報システム調達ガイドライン」に基づく取組みの徹底

- ・ システム導入時等の効率化・最適化及び経費の節減に努めること。

■対応すべき事項の確実な達成

- ・ 「各部における課題及び重点事項」及び「事務事業実績」や「施策評価」、「予算カルテ」における課題事項等について、適切に対応を図ること。
- ・ 事務監査及び議会等で指摘された事項について、早期の改善に努めること。

② 将来への負担の抑制（ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制）

財政計画における財政運営の基本原則として、ハード事業の適切な選択により市債発行を抑え、市債残高を減らすことで将来の公債費負担を軽減することとしている。

そのため、ハード事業の要求については、聖域を設けることなく、再度、必要性を検証するとともに事業内容を精査し、経費の積算においても過大な安全値を求めることなく、実績ベースを基本に適切に見積もること。また、経済的な積算となるよう規格・仕様を見直すなど、コスト縮減に対する積極的な取組みに努めること。

(2) 老朽化する公共施設等について予防保全的な取組みを実施

予算要求にあたっては、「公共施設点検マニュアル」に基づいた予防保全的な改修経費を要求するものとし、改修の必要性・緊急性については、「公共施設等マネジメント検討プロジェクトチーム」の意見等も参考に調整を図るものとする。

(3) 環境に配慮した予算編成

「COOL CHOICE」を推進し、環境負荷が少ない行財政運営を目指すため、設備改修の際は、LED照明など省エネ型の設備を導入するなど、環境に配慮するとともに、物品の購入等については以下の点に留意すること。

- ① 消耗品等の購入については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」及び「茨木市グリーン調達方針」に従うとともに、記載されていない物品についても環境に配慮した物品の計上に努めること。特に冊子・チラシの発行については必要部数を十分に精査し、外部印刷を行う際には環境にやさしい（グリーン購入）印刷を行うこと。
- ② パソコンを使用した電子会議を積極的に導入し、用紙類の購入を必要最小限度にとどめること。
- ③ 施設の改修時は、イニシャルコストだけでなくランニングコストも含めて経費の試算をし、省エネルギー型の機種選定を行うこと。

- ④ 引続き電力供給の制限に対応するため、節電対策及び再生可能エネルギーの創出に全庁的に取り組むこと。

(4) 国・府制度の積極的な活用と制度改正への適切な対応

国においては、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた取組みを進めていることから、これらの動きを十分に注視して、諸制度の積極的な活用を図るとともに、国の経済対策に係る補正予算の活用を視野に、前倒し実施も含めた柔軟な対応による収入の確保について努めること。

また、国・府の制度の改正により廃止・縮小される事業は、本市においても同様の措置をとることを基本とする。その際には、改正内容等を十分理解し、市民の立場と財政負担の観点から検討を行い、早期に的確な対応が行えるよう調整すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の完全捕捉に努めるとともに、時代に対応した効果的な徴収策により一層の収納率向上に努めること。また、税制改正や景気の動向に十分注視し、的確な見積りを行うこと。
- (2) 使用料、手数料、分担金及び負担金、雑入等については、受益と負担の公平性の面から、応分の負担の確保を基本に適正化に努めるとともに、懸案となっている案件については、適正化に向けての動きを予算に反映すること。また、料金を徴収すべきものには、収納率の向上に特段の努力を払うことにより、財源の確保に努めること。
- (3) 市税や保険料、使用料、分担金等の各種徴収金については、納期限内の自主納付が図られるよう、まずは現年分の納付環境の整備に最大限努めるとともに、滞納分は時間が経過するほど徴収が困難となるため、滞納整理の早期着手を徹底することにより、滞納繰越額の抑制と未収金の回収を図ること。また、債権管理チームを中心に連携を図りながら、滞納者に係る情報交換や効果的な徴収方法の研究などを積極的に行い、差押えや支払督促を可能な限り実施し、さらなる収納率の向上につなげること。
- (4) 国庫・府支出金については、関係機関と十分協議・調整したうえで、制度改正への対応などに遺漏のないよう対処すること。また、ここ数年、予算と決算に大きな乖離が生じていることから、国等に積極的に働きかけを行い、財源確保に最大限取り組むこと。

- (5) その他少額、または捕捉の困難な収入についてもなおざりにすることなく、財源の確保に最大限の努力を払うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 人件費については、行財政改革指針の観点も取り入れながら事業の適切な担い手を検証し、適正化に努めること。特に時間外休日給手当については、事務の簡素化と効率化をより一層進めるとともに、職員の適正配置や部内及び課内の応援体制を確立し、その削減及び平準化に努めること。

- (2) 一般行政経費については、徹底した見直しに努め実績ベースよりさらなる見直しを図るため、別途配布の『予算要求基準』に基づき、経費ごとに示されている留意事項を遵守のうえ作成すること。

なお、近年、委託料や需用費、賃金をはじめとする物件費が著しく増大しており、財政構造を硬直化させる大きな要因となることから、必要性を再点検し、一層の見直しに努めること。また、類似事業（イベント、研修会、調査委託等）の統合・廃止や簡素化などに努めること。

- (3) 市単独の扶助費については、行財政改革指針を踏まえ、所得制限の導入等を検討するとともに、他市との均衡、社会経済情勢を考慮し見直しを図ることを基本とする。

国・府補助事業の扶助費についても、必要性を再検討し、予算と決算との乖離が極力生じないように、社会経済情勢等を考慮し適切に見積もること。

- (4) 補助金等については、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、「公平で、公益性が高い事業に対する補助金制度」を確立し適正化を図ること。また、負担金については、支出の根拠を明確にするとともに、その必要性を再点検し、効果等が寡少なものについては廃止すること。

- (5) 事務機器の借入れや施設の管理業務などの長期継続契約が可能な契約については、「茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準」に基づき、経費の節減及び事務の軽減の観点から、契約形態を見直すこと。